

平成25年4月1日
号外第1号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

人事委員会規則

○人事委員会規則9-9(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則……………1

人事委員会規則

人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

人事委員会規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を改正する規則

規則九一九(公益的法人等への職員の派遣等)の一部を次のように改正する。

「一般社団法人秋田県林業コンサルタント

一般社団法人地方税電子化協議会

社団法人秋田県観光連盟

社団法人秋田県農業公社

公益財団法人あきた企業活性化センター

公益財団法人秋田県体育協会

公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

別表第一中

財団法人秋田県青英会

財団法人秋田県建設技術・工業技術試験センター

財団法人秋田県国際交流協会

財団法人秋田県成人病医療センター

財団法人秋田県総合公社

財団法人秋田県総合保健事業団

財団法人秋田県木材加工推進機構

財団法人秋田県林業公社

「一般社団法人秋田県観光連盟

一般社団法人秋田県林業コンサルタント

一般社団法人地方税電子化協議会

公益社団法人秋田県農業公社

公益財団法人あきた企業活性化センター

を 公益財団法人秋田県国際交流協会 に改

公益財団法人秋田県体育協会

公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

公益財団法人秋田県木材加工推進機構

公益財団法人秋田県林業公社

財団法人秋田県成人病医療センター」

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078(総務部広報広聴課)